

会 ヘリテージマネージャー協議会運営要領

一般社団法人長野県建築士会
ヘリテージマネージャー協議会

第1条(目的)

このヘリテージマネージャー協議会運営要領（以下、「要領」という。）は、長野県建築士会ヘリテージマネージャー協議会（以下「本協議会」という）規約第4条による活動を円滑に実施するため同規約第9条の規定により定めるものとする。

第2条(役員)

本協議会の役員は、会長、副会長、ブロック幹事及び運営委員とし、顧問を置くことができる。

- 2 会長及び副会長は長野県建築士会会長から指名された者とする。
- 3 ブロック幹事及び運営委員は会員の中から会長が指名する。
- 4 本会の活動を進めるため必要があるときは、会長が顧問を委嘱する。

第3条(任期)

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4条(会議)

本協議会の会議は、総会と役員会とする。

- 2 総会は、この要領の改正など主要事項について決定する。
- 3 役員会は、本協議会の運営と活動について決定し、推進する。

第5条(会計)

本協議会の会計は長野県建築士会景観整備機構が所管する。

第6号(会費)

本協議会の運営に必要があるときは会費、負担金等を聴取することができる。

附則

本規約は、平成28年 6月11日から施行する。